

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第33条及び鷹栖町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第2条第1号の規定に基づき、鷹栖町防災会議が作成する計画であり、鷹栖町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的、迅速、的確に実施するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 鷹栖町の区域内に所在し、若しくは区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務、又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
防災会議	鷹栖町防災会議
本部（長）	鷹栖町災害対策本部（長）
町計画	鷹栖町地域防災計画
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
防災関係機関	鷹栖町防災会議条例（昭和38年鷹栖町条例第1号）第3条第5項に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機関の区分	関係機関名	業務の内容
鷹栖町	鷹栖町 鷹栖町南1条3丁目5番1号 Tel.0166-87-2111	1 防災会議に関する事務を行うこと。 2 本部の設置及び組織の運営を行うこと。 3 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防措置の実施に関すること。 4 防災上必要な教育及び訓練を行うこと。 5 防災思想の普及を行うこと。 6 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の調査、報告を行うこと。 7 救難、救助、防疫等被害者の救助を行うこと。 8 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難の勧告、指示、誘導及び収容に関すること。 10 災害時の清掃、防疫、保健衛生、環境衛生、食品衛生に関すること。 11 文教、輸送、交通規制等に関すること。 12 災害時要援護者の擁護に関すること。 13 災害ボランティアの活動環境の整備に関すること。 14 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
教育関係機関	鷹栖町教育委員会 鷹栖町南1条3丁目5番1号 Tel.0166-87-2028	1 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
消防機関	旭川市消防本部 旭川市7条通10丁目 Tel.0166-23-4556 旭川市鷹栖消防署 鷹栖町消防団 鷹栖町南1条3丁目5番2号 Tel.0166-87-2042	1 消防活動を行うこと。 2 水防活動を行うこと。 3 災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。 4 その他消防業務に関すること。

第1章 総則

指定 地方 行政 機関	北海道開発局 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号 TEL0166-32-1111 旭川河川事務所 旭川市永山1条21丁目3番21号 TEL0166-48-2131 旭川道路事務所 旭川市神楽1条6丁目 TEL0166-61-0136	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 3 直轄河川及び直轄ダムの維持管理並びに災害復旧に関すること。 4 直轄砂防事業に関すること。 5 洪水予報（气象台と共同）、水防警報の発表に関すること。 6 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 7 補助事業に係る指導、監督に関すること。
	北海道財務局 旭川財務事務所 旭川市宮前1条3丁目3番15号 TEL0166-31-4151	1 災害時における民間金融機関に対する緊急措置の指示及び要請に関すること。 2 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
	北海道農政事務所 旭川地域センター 旭川市宮前1条3丁目3番15号 TEL0166-76-1279	1 災害時における主要食糧の備蓄及び応急配給に関すること。 2 災害応急飼料対策に関すること。
	旭川地方气象台 旭川市宮前1条3丁目3番15号 TEL0166-32-7102	1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
	北海道森林管理局 上川中部森林管理署 旭川市神楽3条5丁目3番11号 TEL0166-61-0206	1 林野火災の予防対策に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 災害時において、地方公共団体等の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。 4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊第2師団 旭川市春光町国有無番地 TEL0166-51-6111	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第1章 総則

北海道 上川 総合振興局	地域創生部地域政策課 旭川市永山6条19丁目 Tel.0166-46-5918	1 上川地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織整備を図り災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
	旭川建設管理部 旭川市永山6条19丁目 Tel.0166-46-4907	1 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 2 水防活動の技術指導に関すること。 3 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を図ること。 4 災害時において、関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 5 災害時において、関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。
	南部森林室 旭川市永山6条19丁目 Tel.0166-46-5998	1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時において町長の要請のあった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	保健環境部保健行政室（上川保健所） 旭川市永山6条19丁目 Tel.0166-46-5979	1 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務に対し鷹栖町に指導助言を行うこと。 2 災害時における防疫措置に関すること。 3 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 4 災害時における医療救護活動を推進すること。 5 食品衛生の指導、監視に関すること。
	上川農業改良普及センター 上川郡当麻町宇園別2区748番地 Tel.0166-84-2017	1 農作物の被害調査及び報告に関すること。 2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。
育北 委海 員道 会教	上川教育局 旭川市永山6条19丁目 Tel.0166-46-4942	1 災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導を行うこと。 2 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。

第1章 総則

<p>北海道警察</p>	<p>北海道警察旭川方面旭川中央警察署 旭川市6条10丁目 Tel0166-25-0110</p> <p>鷹栖駐在所 鷹栖町南1条3丁目1番16号 Tel0166-87-2211</p> <p>北野駐在所 鷹栖町北野東3条1丁目1番6号 Tel0166-87-2310</p> <p>北斗駐在所 鷹栖町13線15号 Tel0166-87-2446</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施、及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達についての協力をすること。 2 災害関係機関が行う危険地域居住者の避難誘導、被災者の救助活動の協力及び死体の検死を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持及び災害に伴う各種犯罪の予防取締りを行うこと。 4 その他水防、災害救助活動に対する協力をを行うこと。 5 災害警備本部の設置運営に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
<p>指定公共機関</p>	<p>日本郵便(株)鷹栖郵便局 鷹栖町南1条2丁目9番24号 Tel0166-87-2660</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
<p>日本郵便(株)旭川東郵便局 旭川市東旭川町共栄98番4号 Tel0166-36-0601</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 2 郵便の非常取扱いに関すること。 	
<p>日本放送協会旭川放送局 旭川市6条6丁目 Tel0166-24-7000</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び防災知識の普及等、災害広報に関すること 	
<p>東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店 旭川市10条通10丁目 Tel0166-20-5410</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 2 災害時における重要通信の確保を図ること。 	
<p>日本銀行旭川事務所 旭川市4条9丁目 Tel0166-23-3181</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通貨の供給を確保すること。 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。 	
<p>北海道電力(株)旭川支店 旭川市4条12丁目 Tel0166-23-1121</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力の円滑な供給及び電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 電力施設の災害復旧見込み等の周知を行うこと。 	

第1章 総則

	<p>日本赤十字社北海道支部上川地区 旭川市永山6条19丁目 Tel0166-46-5982</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資の供給に関すること。 2 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
	<p>東日本高速道路株式会社旭川管理事務所 旭川市字近文7線南1-5766-4 Tel0166-55-4051</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の維持管理（防災対策を含む）、ならびに、災害復旧に関すること。
指定地方公共機関	<p>大雪土地改良区 旭川市東鷹栖4条5丁目639-130 Tel0166-57-2919</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 かんがい用水路の防災管理に関すること。 2 災害時における所轄施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
	<p>一般社団法人上川郡中央医師会 上川郡美瑛町北町2丁目2-17 （美瑛循環器・内科クリニック内） Tel0166-92-8022</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療業務を行うこと。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<p>たいせつ農業協同組合 旭川市東鷹栖1条3丁目 Tel0166-57-2311</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。 3 農業生産資材及び生活物資及び救援物資の確保・斡旋を行うこと。
	<p>あさひかわ農業協同組合 旭川市豊岡4条1丁目 Tel0166-31-0111</p>	
	<p>上川中央農業共済組合 旭川市東旭川下兵村517番地 Tel0166-36-2162</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。 2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。
	<p>一般社団法人北海道薬剤師会旭川支部 旭川市金星町1丁目2番15号 Tel0166-29-2422</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急医療業務を行うこと。 2 災害時において医療防疫対策について協力すること。

第1章 総則

	<p>公益社団法人北海道獣医師会上川支部 旭川市宮下通14丁目右1号 Tel0166-24-1600</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急医療業務を行うこと。 2 災害時において医療防疫対策について協力すること。
	<p>旭川地区バス協会 旭川市東旭川町共栄128 Tel0166-34-6431</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	<p>社会福祉法人鷹栖町社会福祉協議会 鷹栖町南1条3丁目2番1号 Tel0166-87-4451</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋 2 ボランティアの受入れ調整に関すること。
	<p>鷹栖町商工会 鷹栖町南1条1丁目1番26号 Tel0166-87-2210</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。
	<p>鷹栖町森林組合 鷹栖町南1条3丁目5番1号 Tel0166-87-2277</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。
	<p>浅井医院 鷹栖町南1条2丁目1番3号 Tel0166-87-2002</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急医療業務を行うこと。 2 被災時の病人等の収容、保護をすること。 3 災害時において医療防疫対策について協力すること。 4 医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、緊急医療活動を実施すること。
その他	<p>危険物関係施設の管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	<p>鷹栖町町内会長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政区自衛用組織及び災害の通報、連絡、調査に関すること。
	<p>鷹栖町赤十字奉仕団</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設協力に関すること。 2 炊事等の全面協力をすること。
	<p>一般運送業者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	<p>旭川ケーブルテレビ(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における避難情報等の伝達に関すること。

第5節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者、要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所等での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成

- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第6節 鷹栖町の地勢と気象

1 位置及び面積

鷹栖町は、北海道のほぼ中央部に位置し、東西南は旭川市と、北は和寒町と隣接し、その面積は139.42km²である。

東端	東経	142度25分42秒
西端	東経	142度16分34秒
南端	北緯	43度47分18秒
北端	北緯	43度57分39秒

2 地勢及び地質

(1) 地 勢

鷹栖町は、南東にかけて遠く大雪、十勝連峰をのぞみ、北西にかけては標高500m程度のキトウシ山脈と、半面山脈が馬蹄状にとりまいている。

主な山としてチライネヌプリ（千歳山）446m、カムイシリ（白妙山）577m、イセツヌプリ（雄鷹山）576m、イアネヌプリ（雲井山）489m、奥清水山470m、天神ヶ峰426m、半面山359mなどがある。

鷹栖町の北西部に馬蹄状の山々、南西部は小高い丘陵地で旭川と接し、その中間にオサラッペ川が貫流し、盆地状の地形をなしている。

オサラッペ川の下流は、嵐山付近で石狩川と合流し、上流には6号川、シュمام川、イブンペウシ川、チライウエンベツ川の支流河川をだいている。

(2) 地 質

上川盆地は扇状地堆積である。鷹栖町の丘陵地帯は、火成岩、変成岩、中生層で段丘地帯は第4紀古層（湖成洪積土）、平坦地は第4紀新層（河成沖積土、低位泥炭土）で構成されている。

3 気 象

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暑の差が大きく、7月中旬から8月上旬にかけては30℃を超える日も続き、また、1月から2月に至る間、稀にはマイナス25℃をさらに下回ることもある。ここ10年間の年平均気温は5.5℃、また5月から9月に至る農耕期の平均気温は16.6℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。

年間平均降水量は1,200mm前後で、ここ数年は少なめに推移しており、うち農耕期間中は平

第1章 総則

常年 550 mm前後、7月から9月にかけてその量が多い。9月下旬から10月初旬に初霜が降り、また、5月中、下旬に晩霜を見ることもあるが、ときにこの目安を超える降霜は、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがある。

[気象概況]

(単位：℃、mm)

観測年	西暦	気温			年間降水量
		平均気温	最高平均気温	最低平均気温	
平成 18 年	2006	5.4	10.6	-0.0	975
平成 19 年	2007	5.7	11.0	0.1	916
平成 20 年	2008	5.6	11.1	-0.2	924
平成 21 年	2009	5.6	10.6	0.5	934
平成 22 年	2010	6.4	11.3	1.4	1032
平成 23 年	2011	5.6	10.7	0.4	1368
平成 24 年	2012	5.3	10.5	-0.2	1167
平成 25 年	2013	5.6	10.4	0.6	1073
平成 26 年	2014	6.5	12.4	-0.1	1038
平成 27 年	2015	6.7	12.7	1.6	879
10年間平均		5.8	11.1	-0.4	1031

鷹栖町産業振興課による気象観測データ

4 災害記録

本町地域内で発生した過去の主な風水害は、概ね次のとおりである。

年月日	災害の種類	災害の概要
明治31年7月	風水害	住宅被害 流失：21戸 浸水家屋：168戸 被害総額 122,857円
明治34年8月～ 9月	水害	住宅被害 流失：22戸 浸水家屋：523戸 被害総額 66,030円 (オサラッペ川流域被害額)
大正7年8月	水害	河川氾濫、被害総額 211,560円
大正8年7月	水害	河川氾濫、被害総額 329,136円
大正9年9月	水害	死者2名、橋梁6箇所流失 被害総額約300,000円
昭和9年4月	融雪水害	近文橋、北野橋、白河橋流失
昭和29年9月	風水害 (台風15号)	住宅全壊46戸、半壊118戸 農業被害約5,000万円 (災害救助法適用) 被害総額 1億3201万円
昭和30年7・8月	水害	町水害対策本部設置 自衛隊・警察の救援を得て、水中 孤立した8戸21名を救出。 (災害救助法適用) 被害総額 2億6082万円

第1章 総則

昭和39年8月	水害	家屋浸水174戸
昭和45年8月	水害	家屋浸水155戸 被害総額約6,000万円
昭和50年8月	水害	床上浸水35戸、床下浸水77戸 被害総額2億5221万円
昭和56年8月	水害	総降雨量266mm 農業被害額 2億5300万円 土木関係（河川、道路、橋梁等）被害額8700万円 被害総額 3億4000万円
平成3年9月	水害	総雨量145mm 農地一部冠水
平成16年9月8日	風害 (台風18号)	住家被害 一部破損：131戸 非住家被害 全壊：55件 半壊：386件 一部破損：18件 農作物被害 田：137件(255ha) 営農施設：1,347件 林業被害 33件 文教施設被害 2件 被害総額 3億1491万円
平成22年3月21日	風害	住家被害 一部破損：4戸 非住家被害 全壊：1件 一部破損：6件 農作物被害 営農施設：179件
平成26年8月5日	水害	家屋浸水15戸 被害総額約1,900万円 床上浸水6戸 床下浸水9戸

雪害の状況については、下記のとおりで農業被害は過去最高額となった。

昭和58年 10月6日～ 10月7日	降雪害	水稲被害面積 2,335ha 被害減収量 2,449トン 水稲被害見込額 6億9,992万円 畑作被害見込額 1,545万円
--------------------------	-----	---

また、その他にも、低温や豪雪、霜、ひょうなどの発生より、農業災害（農作物への被害、農業用施設への被害等）や林業被害が大小数多く発生している。

第1章 総則

河川一覧表

(単位：km)

	河川名	流路延長	指定
1	オサラッペ川 (オサラッペガワ)	25.7	1級
2	南三号川 (ミナミサンゴウガワ)	2.5	普通
3	大倉川 (オオクラガワ)	2.5	普通
4	南一号川 (ミナミイチゴウガワ)	2.6	普通
5	二号川 (ニゴウガワ)	2.9	普通
6	三号川 (サンゴウガワ)	3.1	普通
7	五号川 (ゴゴウガワ)	4.1	普通
8	六号川 (ロクゴウガワ)	7.0	普通 (一部1級)
9	真清水川 (マシミズガワ)	2.2	普通
10	新川 (シンカワ)	0.5	普通
11	七号川 (ナナゴウガワ)	4.5	普通 (一部1級)
12	八号川 (ハチゴウガワ)	4.0	普通 (一部1級)
13	ヨンカシュッペ川 (ヨンカシュッペガワ)	12.9	普通 (一部1級)
14	ハイシュベツ川 (ハイシュベツガワ)	11.5	普通 (一部1級)
15	キムクシュハイシ ュベツ川 (キムクシュハイシュベツガ ワ)	7.8	普通 (一部1級)
16	石丸川 (イシマルガワ)	3.6	普通
17	珠万川 (シュマンガワ)	8.1	普通 (一部1級)
18	大成川 (タイセイガワ)	3.7	普通
19	サワラベ川 (サワラベガワ)	2.0	普通
20	ヤチブキ川 (ヤチブキガワ)	2.2	普通
21	渋谷川 (シブヤガワ)	1.7	普通
22	十二号川 (ジュウニゴウガワ)	3.2	普通
23	イブンペウシ川 (イブンペウシガワ)	9.6	普通 (一部1級)
24	十八線川 (ジュウハッセンガワ)	2.6	普通
25	北門川 (ホクモンガワ)	2.4	普通
26	北星川 (ホクセイガワ)	8.0	普通
27	ナガトミ川 (ナガトミカワ)	0.45	普通
28	菊水川 (キクスイガワ)	5.9	普通
29	中の沢川 (ナカノサワガワ)	5.0	普通
30	カスミ川 (カスミガワ)	1.2	普通
31	ウグイス川 (ウグイスガワ)	2.5	普通
32	宮崎川 (ミヤザキガワ)	2.7	普通
33	宮崎川支流 (ミヤザキカワシリユウ)	1.2	普通
34	十五号川 (ジュウゴゴウガワ)	2.1	普通
35	千歳川 (チトセガワ)	5.0	普通
36	昇竜川 (ショウリュウガワ)	4.3	普通